

## 赤塚税務会計事務所通信

## 災害と税

## ～災害が発生した場合の税務上の取り扱い～

台風 10 号の影響により被害を受けた皆様にはお見舞い申し上げます。今年は、地震・酷暑・大雨など自然災害の恐ろしさを痛感することが多いですね。さて、災害が発生した場合には、税務上も特別な処理が認められています。そこで、災害に関する取り扱いをいくつか抜粋してお伝えします。

**災害により滅失・損壊した資産等**

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人の有する事業用資産についても、同様となります。

- ① 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- ② 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

→ 災害に関して保険金を受け取った場合、法人については、保険金を雑収入として益金計上します。保険金によって新たな資産を取得した場合には保険金額を固定資産の取得価額から減額(圧縮記帳)することもできます。

**復旧のために支出する費用**

法人が、災害により被害を受けた固定資産(以下「被災資産」といいます。))について支出する次のような費用に係る資本的支出(支出年度で全額の経

費計上ができず、減価償却の対象となります。)と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

- ① 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- ③ 被災資産について支出する費用(1 又は 2 に該当するものを除きます。)の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の 30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

なお、これらの取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

**従業員等に支給する災害見舞金品**

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

～裏面に続きます～

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人においても同様に取扱われます。

### **取引先に対する災害見舞金等**

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

→ 法人が支出する交際費については、損金算入限度額が設定されていますが、災害見舞金については、この限度額に関わらず損金に算入されます。

### **取引先に対する売掛金等の免除等**

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取扱われます。

→ 通常、売掛金等の債務の免除は寄附金として、損金算入限度額を超える部分は損金とはなりません。災害復旧支援を目的とする場合には、例外的に損金算入されます。

### **取引先に対する低利又は無利息による融資**

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

### **個人が支払を受ける災害見舞金**

個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています。

### **まとめ**

自社や取引先が被災した場合、復興までには多額の資金・時間を要することが少なくありません。使える税制は積極的に使っていきたいですね。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com) HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！